

別紙

令和3年度第1回北部地域保健医療・地域医療構想協議会の議事において委員から提出された質疑に対する回答及び意見について

1 病床機能の転換について(社会医療法人熊谷総合病院)

【質疑】

・ 回復期、地ケア病棟の一部を急性期にするのは可能なのですか？どの病院でも変更させてもらえるのですか？(山崎委員)

【回答】

医療法上、病床の種別（一般病床、療養病床、感染症病床など）を変更する場合は許可が必要ですが、本件はこれに当たらず許可は不要です。

しかし一方、厚生労働省通知では2025年を見据え、地域において担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する病院などの場合には、各医療圏の地域医療構想調整会議において協議することとされており、実質的に地域での合意形成を得た上で実施することとされております。本件はこちらに該当する案件として、本協議会の協議に付させていただいたものになります。

従いまして、御質問のような計画がある場合には本件同様、協議会での協議に付していただいた上で実施していただきたいと存じます。

また、埼玉県地域保健医療計画で「地域医療構想の実現に向けた取組」として掲げている「急性期病床から地域包括ケア病床等回復期病床への転換促進」の取組とは逆行することになるため、地域においてより慎重かつ丁寧な議論を経る必要があると考えます。

なお、今回の病床機能転換については、新型コロナウイルス感染症患者専用病床の確保が必要でなくなった後は、速やかに元の地域包括ケア病床に戻すことを前提とした一時的なものとするべきと考えます。

【意見】

・ 新型コロナウイルス患者対応に連動しての病床機能転換であり今後更に新型コロナウイルス患者の入院先確保が課題となる中で異議はありません。(高橋委員)

・ 特に問題ないと思います。(清水委員)

・ 賛成。(仙波委員)

・ コロナウイルス感染について現状では感染者増加の可能性が高いと思われます。今回の急性期病床への変換は地域の医療ニーズにも合う判断ですので賛成です。

(加藤委員)

(社会医療法人熊谷総合病院から)

- ・ 本件、救急受入を強化すべく病床機能の転換でございます。
今後に於いても埼玉県北部地域の診療体制を強化して参る所存です。
(中村委員)

2 熊谷市内の有床診療所の整備について(医療法人尽徳会 県西在宅クリニック 熊谷)

【質疑】

- ・ 2床でどのぐらいの効果があるのか。また地域の高齢者医療介護ニーズとして地域包括ケアシステム機能強化の観点からあと何床必要なのか。足りているのか？足りないのか？を教えてください。(加藤委員)

【回答】

埼玉県地域医療構想では、2025年の北部圏域の回復期病床の必要病床数は、1,066床と推計されています。

2020年の病床機能報告では、北部圏域の回復期病床は455床となっており、その差は611床の不足となっています。

一方、埼玉県が実施した平成30年度実績に基づく、定量基準分析においては、北部圏域の回復期病床は、993床と算定されており、その差は73床の不足となっております。

今後、回復期病床を構成する地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床がそれぞれ何床必要かを当協議会で検討させていただきます。

【意見】

- ・ 開設者の変更についての異議はありません。(高橋委員)
- ・ 埼玉県北部地域に於ける在宅部門の整備される事が期待され、賛同致します。
(中村委員)
- ・ 特に問題ないと思います。(清水委員)
- ・ 地域包括ケアシステムの更なる構築に向けて、在宅療養支援診療所として機能強化につながる事なので賛成致します。(加藤委員)

以上